

◎ インフルエンザ出席停止期間確認表

日付記入→	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
発症後 1日目に 解熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可			
発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	発症後 5日	登校可 登園可			
発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可		
発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可	
発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可

※その後は解熱した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。

※解熱：37.0℃以下とする。一日のうちどこで測っても37.0℃以下であること。

※発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。

※登校可：小中学校、登園可：幼稚園

◎ 新型コロナウイルス感染症出席停止期間表

日付記入→	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 1日目に 解熱	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 2日目に 解熱	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 3日目に 解熱	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 4日目に 解熱	発症	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	登校可 登園可	
発症後 5日目に 解熱	発症	発症	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	登校可 登園可

※その後は軽快した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。

※発症とは病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱や咽頭痛等）などが始まった日で、その日を0日と数えます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されております。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

※「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

◎ インフルエンザ出席停止期間確認表

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
発症後 1日目に 解熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可			
発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	発症後 5日	登校可 登園可			
発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可		
発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可	
発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可 解熱後 3日	登園可

※その後は解熱した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。

※解熱：37.0℃以下とする。一日のうちどこかで測っても37.0℃以下であること。

※発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。

※登校可：小中学校、登園可：幼稚園

◎ 新型コロナウイルス感染症出席停止期間表

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 1日目に 解熱	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 2日目に 解熱	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 4日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 3日目に 解熱	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	発症後 5日	登校可 登園可	
発症後 4日目に 解熱	発症	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	登校可 登園可	
発症後 5日目に 解熱	発症	発症	発症	発症	発症	☆軽快	軽快後 1日	登校可 登園可

※その後は軽快した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。

※発症とは病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱や咽頭痛等）などが始まった日で、その日を0日と数えます。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されております。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

※「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。